

平成二十五年九月三日（火曜日）
福島県報号外第六十一号別冊

第五種共同漁業権免許

目 次

内共第一号 (真野川)	1
内共第二号 (新田川)	1
内共第三号 (太田川)	1
内共第四号 (請戸川)	1
内共第五号 (熊川)	2
内共第六号 (富岡川)	2
内共第七号 (井出川)	2
内共第八号 (木戸川)	3
内共第九号 (夏井川)	3
内共第十号 (鮫川)	3
内共第十一号 (阿武隈川)	3
内共第十二号 (久慈川)	4
内共第十三号 (猪苗代湖)	4
内共第十四号 (秋元湖)	4
内共第十五号 (小野川湖)	5
内共第十六号 (檜原湖)	5
内共第十七号 (阿賀川)	5
内共第十八号 (阿賀川・日橋川)	6
内共第十九号 (大川)	6
内共第二十号 (大川)	6
内共第二十一号 (只見川)	7
内共第二十二号 (沼沢湖)	7
内共第二十三号 (野尻川)	7
内共第二十四号 (只見川)	8
内共第二十五号 (伊南川)	8
内共第二十六号 (檜枝岐川・只見川)	8
内共第二十七号 (大鳥湖・奥只見湖・只見川)	8
内共第二十八号 (尾瀬沼・沼尻川)	9

一	漁場計画の際の公示番号 内共第一号(真野川)	漁業権者の名称及び住所	真野川漁業協同組合 南相馬市鹿島区西町一丁目一番地	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の種類	第五種共同漁業	こい漁業	ふな漁業	うぐい漁業	うなぎ漁業	いわな漁業	やまめ漁業	あゆ漁業	漁場の位置及び漁場の区域
二	免許番号 内共第一号(真野川)															
三	漁業権者の名称及び住所															
四	真野川漁業協同組合															
五	漁業の種類、名称及び時期															
六	漁場の位置及び漁場の区域															
七	漁業権の制限又は条件															
八	関係地区															
九	南相馬市鹿島区及び相馬郡飯館村															
一	漁場計画の際の公示番号 内共第二号(新田川)	漁業権者の名称及び住所	新田川・太田川漁業協同組合 南相馬市原町区桜井町二丁目百二十番地の八	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の種類	第五種共同漁業	こい漁業	ふな漁業	うぐい漁業	うなぎ漁業	いわな漁業	やまめ漁業	あゆ漁業	漁場の位置及び漁場の区域
二	免許番号 内共第二号(新田川)															
三	漁業権者の名称及び住所															
四	新田川・太田川漁業協同組合															
五	漁業の種類、名称及び時期															
六	漁場の位置及び漁場の区域															
七	漁業権の制限又は条件															
八	関係地区															
九	南相馬市鹿島区及び相馬郡飯館村															

一	漁場計画の際の公示番号 内共第三号(太田川)	漁業権者の名称及び住所	新田川・太田川漁業協同組合 南相馬市原町区桜井町二丁目百二十番地の八	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の種類	第五種共同漁業	こい漁業	ふな漁業	うぐい漁業	うなぎ漁業	いわな漁業	やまめ漁業	あゆ漁業	漁場の位置及び漁場の区域
二	免許番号 内共第三号(太田川)															
三	漁業権者の名称及び住所															
四	新田川・太田川漁業協同組合															
五	漁業の種類、名称及び時期															
六	漁場の位置及び漁場の区域															
七	漁業権の制限又は条件															
八	関係地区															
九	南相馬市原町区及び相馬郡飯館村															
一	漁場計画の際の公示番号 内共第四号(請戸川)	漁業権者の名称及び住所	室原川・高瀬川漁業協同組合 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原九十四番地の二	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の種類	第五種共同漁業	こい漁業	ふな漁業	うぐい漁業	うなぎ漁業	いわな漁業	やまめ漁業	あゆ漁業	漁場の位置及び漁場の区域
二	免許番号 内共第四号(請戸川)															
三	漁業権者の名称及び住所															
四	室原川・高瀬川漁業協同組合															
五	漁業の種類、名称及び時期															
六	漁場の位置及び漁場の区域															
七	漁業権の制限又は条件															
八	関係地区															
九	南相馬市原町区及び相馬郡飯館村															

四	漁業権の種類 共同漁業権	漁業の種類、名称及び時期	漁業の名称	漁業の時期
五	漁業の種類 漁業の名称	第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から二月三十一日まで
	同	同	ふな漁業	同
	同	同	うぐい漁業	同
	同	同	うなぎ漁業	同
	同	同	わかさぎ漁業	同
	同	同	いwana漁業	四月一日から九月三〇日まで
	同	同	やまめ漁業	同
	同	同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
六	漁場の位置及び漁場の区域	請戸川本流及び支流の区域		
七	漁業権の制限又は条件			
八	関係地区			
九	田村市（都路地区に限る。）	、	双葉郡浪江町及び同郡葛尾村	
	漁業権の存続期間			
	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
一	漁場計画の際の公示番号	内共第五号（熊川）		
二	免許番号	内共第五号（熊川）		
三	漁業権者の名称及び住所	熊川漁業協同組合	双葉郡大熊町大字熊川字久麻川四百九十五番地の一	
四	漁業権の種類 共同漁業権	漁業の種類、名称及び時期	漁業の名称	漁業の時期
	漁業の種類	漁業の名称	うぐい漁業	一月一日から二月三十一日まで
	第五種共同漁業	うぐい漁業	やまめ漁業	四月一日から九月三〇日まで
	同	同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
	同	同		
六	漁場の位置及び漁場の区域	熊川本流及び支流の区域		
七	漁業権の制限又は条件			
八	関係地区			
	双葉郡大熊町			
	漁業権の存続期間			
	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			

一	漁場計画の際の公示番号	内共第六号（富岡川）		
二	免許番号	内共第六号（富岡川）		
三	漁業権者の名称及び住所	富岡川漁業協同組合	双葉郡富岡町大字本岡字王塚四百三十二番地	
四	漁業権の種類 共同漁業権	漁業の種類、名称及び時期	漁業の名称	漁業の時期
	漁業の種類	漁業の名称	うぐい漁業	一月一日から二月三十一日まで
	第五種共同漁業	うぐい漁業	いwana漁業	四月一日から九月三〇日まで
	同	同	やまめ漁業	同
	同	同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
六	漁場の位置及び漁場の区域	富岡川本流及び支流の区域	（荻ダム及び毛戸ダム並びにこれに注入する河川を除く。）	
七	漁業権の制限又は条件			
八	関係地区			
九	双葉郡富岡町及び同郡川内村			
	漁業権の存続期間			
	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			
一	漁場計画の際の公示番号	内共第七号（井出川）		
二	免許番号	内共第七号（井出川）		
三	漁業権者の名称及び住所	木戸川漁業協同組合	双葉郡檜葉町大字前原字中川原六十八番地	
四	漁業権の種類 共同漁業権	漁業の種類、名称及び時期	漁業の名称	漁業の時期
	漁業の種類	漁業の名称	いwana漁業	四月一日から九月三〇日まで
	第五種共同漁業	いwana漁業	やまめ漁業	同
	同	同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
	同	同		
六	漁場の位置及び漁場の区域	井出川本流及び支流の区域	（清太郎川を除く。）	
七	漁業権の制限又は条件			
八	関係地区			
	双葉郡檜葉町及び同郡川内村			
	漁業権の存続期間			
	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで			

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	ふな漁業	同
同	うぐい漁業	同
同	うなぎ漁業	同
同	わかさぎ漁業	同
同	いわな漁業	四月一日から九月三〇日まで
同	やまめ漁業	同
同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
六 漁場の位置及び漁場の区域		
同	福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域（竜生貯水池、西郷貯水池、南湖、白坂ため池、山舟生川、大笹生ダム堰堤から上流の八反田川、松川、鍛冶屋川と須川との合流点から上流の須川、白津川、堀越川、多田野川及び黄金川を除く。）	
七 漁業権の制限又は条件		
同	なし	
八 関係地区		
同	福島市、郡山市（湖南地区を除く。）、白河市、須賀川市、二本松市、田村市（都路地区を除く。）、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村（湯本地区を除く。）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、田村郡三春町及び同郡小野町	
九 漁業権の存続期間		
同	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
一 漁場計画の際の公示番号 内共第十二号（久慈川）		
二 免許番号 内共第十二号（久慈川）		
三 漁業権者の名称及び住所		
同	久慈川第一漁業協同組合 東白川郡矢祭町大字東館字館本五十二番地	
四 漁業権の種類 共同漁業権		
同	漁業の種類、名称及び時期	
同	漁業の種類 漁業の名称	漁業の時期
同	第五種共同漁業	こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
同	同	うぐい漁業 同
同	同	やまめ漁業 四月一日から九月三〇日まで
同	同	あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
六 漁場の位置及び漁場の区域		
同	福島及び茨城県境から上流の久慈川本流及び支流の区域（矢沢川、大内沢川、関沢川、根子屋川及び大草川ダム堰堤から上流の大草川を除く。）	

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	ふな漁業	同
同	うぐい漁業	同
同	うなぎ漁業	同
同	わかさぎ漁業	同
同	いわな漁業	四月一日から九月三〇日まで
同	やまめ漁業	同
同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
六 漁場の位置及び漁場の区域		
同	福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域（竜生貯水池、西郷貯水池、南湖、白坂ため池、山舟生川、大笹生ダム堰堤から上流の八反田川、松川、鍛冶屋川と須川との合流点から上流の須川、白津川、堀越川、多田野川及び黄金川を除く。）	
七 漁業権の制限又は条件		
同	なし	
八 関係地区		
同	福島市、郡山市（湖南地区に限る。）、郡山市（湖南地区に限る。）、耶麻郡磐梯町及び同郡猪苗代町	
九 漁業権の存続期間		
同	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
一 漁場計画の際の公示番号 内共第十四号（秋元湖）		
二 免許番号 内共第十四号（秋元湖）		
三 漁業権者の名称及び住所		
同	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七十八番地	
四 漁業権の種類 共同漁業権		
同	漁業の種類、名称及び時期	
同	漁業の種類 漁業の名称	漁業の時期
同	第五種共同漁業	こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
同	同	ふな漁業 同
同	同	うぐい漁業 同
同	同	うなぎ漁業 同
同	同	いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
同	同	やまめ漁業 同
六 漁場の位置及び漁場の区域		
同	猪苗代湖及びこれに注入する河川の区域（秋元湖放水路との合流点から上流の長瀬川、長瀬川と酸川との合流点から上流高森川との合流点までの酸川（支流を除く。）、中ノ沢、小塚川、硫黄川及び琵琶沢を除く。）	
七 漁業権の制限又は条件		
同	なし	
八 関係地区		
同	会津若松市（河東及び湊地区に限る。）、郡山市（湖南地区に限る。）、耶麻郡磐梯町及び同郡猪苗代町	
九 漁業権の存続期間		
同	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	
一 漁場計画の際の公示番号 内共第十四号（秋元湖）		
二 免許番号 内共第十四号（秋元湖）		
三 漁業権者の名称及び住所		
同	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合 耶麻郡猪苗代町大字磐里字六角七十八番地	
四 漁業権の種類 共同漁業権		
同	漁業の種類、名称及び時期	

区域（勾沢及び滑沢を除く。）
七 漁業権の制限又は条件
なし

八 関係地区

喜多方市（高郷地区に限る。）及び耶麻郡西会津町
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 漁場計画の際の公示番号 内共第十八号（阿賀川・日橋川）

二 免許番号 内共第十八号（阿賀川・日橋川）

三 漁業権者の名称及び住所

阿賀川非出資漁業協同組合 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙百七十四番地の七

漁業権の種類 共同漁業権

漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

第五種共同漁業 漁業の時期
この漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 ふな漁業 同

同 うぐい漁業 同

同 わかさぎ漁業 同

同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで

同 やまめ漁業 同

同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで

同 漁場の位置及び漁場の区域

喜多方市内新郷発電所堰堤から上流の次に掲げる阿賀川本流及び支流の区域

阿賀川は、次に掲げる点アと点イを結んだ線から下流の本流及び支流の区域（濁川は、大平沼を除く。）

点ア 阿賀川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点

点イ 阿賀川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点

只見川は、会津坂下町地内片門発電所堰堤から下流の本流及び支流の区域

日橋川は、喜多方市内金川発電所放水水路との合流点から下流の本流及び支流の区域

区域

宮川は、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から下流の本流及び支流の区域

湯川は、次に掲げる点ウと点エを結んだ線から下流の本流及び支流（瀬川は、会津若松市地内高畑堰堤から下流。）の区域

点ウ 湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点

点エ 湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点

漁業権の制限又は条件

なし

八 関係地区

八 関係地区

会津若松市（河東地区に限る。）、喜多方市、耶麻郡北塩原村、河沼郡会津坂下町及び同郡湯川村
九 漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 漁場計画の際の公示番号 内共第十九号（大川）

二 免許番号 内共第十九号（大川）

三 漁業権者の名称及び住所

会津非出資漁業協同組合 会津若松市北会津町三本松字中大川向二十七番地

漁業権の種類 共同漁業権

漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

第五種共同漁業 漁業の時期
うなぎ漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 うなぎ漁業 同

同 わかさぎ漁業 同

同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで

同 やまめ漁業 同

同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで

同 漁場の位置及び漁場の区域

次に掲げる点アと点イを結んだ下流基線から点ウと点エを結んだ上流基線までの大川本流及び支流の区域、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から上流の宮川本流及び支流の区域並びに次に掲げる点オと点カを結んだ線から上流の湯川本流及び支流（瀬川は、会津若松市地内高畑堰堤から上流。）の区域

点ア 大川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点

点イ 大川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点

点ウ 大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地地内の標柱

点エ 大川右岸下郷町大字中飯山地内の標柱

点オ 湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点

点カ 湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点

漁業権の制限又は条件

なし

八 関係地区

会津若松市（河東地区を除く。）、南会津郡下郷町、河沼郡会津坂下町及び大沼郡会津美里町

九 漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 漁場計画の際の公示番号 内共第二十号（大川）

二 免許番号 内共第二十号（大川）

- 三 漁業権者の名称及び住所
南会東部非出資漁業協同組合 南会津郡下郷町大字豊成字下モ六千三百七十番地
- 四 漁業権の種類 共同漁業権
- 五 漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 名称及び時期
第五種共同漁業 漁業の名称
こい漁業 漁業の時期
一月一日から一二月三十一日まで
- 六 同 うぐい漁業 同
- 七 同 わかさぎ漁業 同
- 八 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
- 九 同 やまめ漁業 同
- 一〇 同 あゆ漁業 六月一日から一二月三十一日まで
- 六 漁場の位置及び漁場の区域
次に掲げる点アと点イを結んだ線から上流の大川本流及び支流の区域（板小屋川、板小屋川と鶴沼川との合流点から上流の鶴沼川及び大内ダム堰堤から上流の小野川を除く。）
点ア 大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地内の標柱
点イ 大川右岸下郷町田代字中飯山地内の標柱
- 七 漁業権の制限又は条件
なし
- 八 関係地区
岩瀬郡天栄村（湯本地区に限る。）、南会津郡南会津町（田島地区に限る。）及び同郡下郷町
- 九 漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 漁場計画の際の公示番号 内共第二十一号（只見川）
- 二 免許番号 内共第二十一号（只見川）
- 三 漁業権者の名称及び住所
只見川漁業協同組合 大沼郡三島町大字名入字諏訪ノ上四百十番地
- 四 漁業権の種類 共同漁業権
- 五 漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 名称及び時期
第五種共同漁業 漁業の名称
こい漁業 漁業の時期
一月一日から一二月三十一日まで
- 六 同 ふな漁業 同
- 七 同 うぐい漁業 同
- 八 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
- 九 同 やまめ漁業 同
- 一〇 同 あゆ漁業 六月一日から一二月三十一日まで
- 六 漁場の位置及び漁場の区域

- 一 片門湖、柳津湖、宮下湖、上田湖、本名湖及びこれに注入する河川の区域（柳津町地内只見線御殿場鉄橋から上流の八坂野川、不動川と銀山川との合流点から上流の銀山川及び金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川を除く。）
- 二 漁業権の制限又は条件
なし
- 三 関係地区
河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村
- 四 漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 漁場計画の際の公示番号 内共第二十二号（沼沢湖）
- 二 免許番号 内共第二十二号（沼沢湖）
- 三 漁業権者の名称及び住所
沼沢漁業協同組合 大沼郡金山町大字中川字大田面千四百八十八番地
- 四 漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 名称及び時期
第五種共同漁業 共同漁業権
漁業の名称
ひめます漁業 漁業の時期
四月一日から九月三〇日まで
- 五 漁場の位置及び漁場の区域
沼沢湖及びこれに注入する河川の区域
- 六 漁業権の制限又は条件
なし
- 七 関係地区
大沼郡金山町
- 八 漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 漁場計画の際の公示番号 内共第二十三号（野尻川）
- 二 免許番号 内共第二十三号（野尻川）
- 三 漁業権者の名称及び住所
野尻川非出資漁業協同組合 大沼郡金山町大字玉梨字横井戸二千七百九十八番地の
- 四 漁業権の種類 共同漁業権
- 五 漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 名称及び時期
第五種共同漁業 漁業の名称
うぐい漁業 漁業の時期
一月一日から一二月三十一日まで
- 六 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
- 七 同 やまめ漁業 同
- 八 同 あゆ漁業 六月一日から一二月三十一日まで

- 六 漁場の位置及び漁場の区域
金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川本流及び支流の区域
漁業権の制限又は条件
なし
- 七 関係地区
大沼郡金山町及び同郡昭和村
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 関係地区
大沼郡金山町及び同郡昭和村
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 九 漁場計画の際の公示番号 内共第二十四号（只見川）
免許番号 内共第二十四号（只見川）
漁業権者の名称及び住所
伊北地区非出資漁業協同組合
南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の
九
- 四 漁業権の種類 共同漁業権
漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 漁業の名称
第五種共同漁業 漁業の名称
こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
うぐい漁業 同
わかさぎ漁業 同
いわな漁業 同
やまめ漁業 同
四月一日から九月三〇日まで
- 五 漁場の位置及び漁場の区域
滝湖、只見湖、田子倉湖及びこれに注入する河川の区域（伊南川及び大鳥発電所^{えん}堰から上流の只見川を除く。）
堤から上流の只見川を除く。）
漁業権の制限又は条件
なし
- 六 関係地区
南会津郡只見町及び大沼郡金山町
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 七 漁場計画の際の公示番号 内共第二十五号（伊南川）
免許番号 内共第二十五号（伊南川）
漁業権者の名称及び住所
南会津西部非出資漁業協同組合 南会津郡南会津町山口字堀田七百七十番地一
漁業権の種類 共同漁業権
漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 漁業の名称
漁業の種類 漁業の時期
- 八 漁業権の種類、名称及び時期
漁業の種類 漁業の時期
- 九 漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 漁業の時期

- 第五種共同漁業 うぐい漁業 一月一日から二月三十一日まで
同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
同 やまめ漁業 同
同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
- 六 漁場の位置及び漁場の区域
伊南川本流及び支流の区域（南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川及び長浜沢を除く。）
漁業権の制限又は条件
なし
- 七 関係地区
南会津郡南会津町（田島地区を除く。）及び同郡只見町
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 関係地区
南会津郡南会津町（田島地区を除く。）及び同郡只見町
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 九 漁場計画の際の公示番号 内共第二十六号（檜枝岐川・只見川）
免許番号 内共第二十六号（檜枝岐川・只見川）
漁業権者の名称及び住所
檜枝岐村漁業協同組合 南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一
漁業権の種類、名称及び時期
漁業の種類、名称及び時期
漁業の種類 漁業の名称
第五種共同漁業 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
同 やまめ漁業 同
- 四 漁場の位置及び漁場の区域
南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川本流及び支流の区域並びに只見川の支流のうち大津岐川、トクサ沢、広沢、高石沢及び大江川の区域
漁業権の制限又は条件
なし
- 五 関係地区
南会津郡檜枝岐村
漁業権の存続期間
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 六 漁場計画の際の公示番号 内共第二十七号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）
免許番号 内共第二十七号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）
漁業権者の名称及び住所
代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一
伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千
- 七 代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一
伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千

魚沼漁業協同組合
 漁業権の種類 共同漁業権
 漁業の種類、名称及び時期
 漁業の種類 漁業の名称
 第五種共同漁業
 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
 ふな漁業 同
 うぐい漁業 同
 わかさぎ漁業 同
 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
 やまめ漁業 同

六百十九番地の九
 新潟県魚沼市佐梨千百五番地十六

六
 漁場の位置及び漁場の区域
 只見町地内大鳥発電所堰堤から次に掲げる基点甲と点アとを結ぶ線までの只見川本流のうち福島県の区域（袖沢と只見川との合流点から奥只見発電所堰堤上流五〇〇メートルの線までの区域を除く。）並びに只見川支流袖沢及び片貝沢の区域
 基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸）
 点ア 基点甲から一一〇度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点
 漁業権の制限又は条件
 なし

七
 漁業権の制限又は条件
 なし

八
 関係地区
 福島県南会津郡檜枝岐村、同郡只見町及び新潟県魚沼市（湯之谷地区に限る。）
 漁業権の存続期間
 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

九
 漁場計画の際の公示番号 内共第二十八号（尾瀬沼・沼尻川）
 免許番号 内共第二十八号（尾瀬沼・沼尻川）
 漁業権者の名称及び住所
 代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地

一〇
 利根漁業協同組合
 漁業権の種類 共同漁業権
 漁業の種類、名称及び時期
 漁業の種類 漁業の名称
 第五種共同漁業
 いわな漁業 四月一日から九月一四日まで
 やまめ漁業 同

一一
 漁場の位置及び漁場の区域
 次に掲げる基点甲と点アとを結ぶ線から上流の沼尻川及び尾瀬沼の区域
 基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸）
 点ア 基点甲から一一〇度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点

七
 漁業権の制限又は条件
 なし

八
 関係地区
 福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村
 漁業権の存続期間
 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで